

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋工具管理センター内において、照明器具(蛍光灯)配線貫通部絶縁材外れにより地絡が認められたため、原因を調査後対応検討。	D	H21.8.13再審議にてグレード変更「C D」
2	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール補修器(A)入口温度計において、温度検出器不良(断線)が認められたため、当該検出器を予備に切替。	D	
3	3号機	加熱蒸気戻り系蒸気トラップ点検時、部品(オリフィス)に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
4	3号機	格納容器低電導度廃液系サンプ出口流量計において、指示値不良(実測値と相違)が認められたため、当該計器を点検。	D	
5	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A,B)ストレーナドレン弁(2弁)において、ハンドルの紛失が認められたため、当該ハンドルを取付。	D	
6	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A,B)ストレーナ入口弁において、閉固着が認められたため、当該弁を点検修理。	D	
7	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A,B)ストレーナ出口圧力計において、指示値不良(ダウンスケール)及び計器内部に水が溜まっているが認められたため、当該計器を交換。	D	
8	3号機	コントロール建屋2階中操換気系給気ファン室天井部より、水の滴下(1滴/2秒:汚染なし)が認められたため、流入箇所を調査後補修。	D	
9	4号機	工具管理センターが管理するトルクレンチに破損(修理不能)が認められたため、当該トルクレンチを廃棄。	D	
10	4号機	加熱蒸気系屋外加熱蒸気供給母管ドレントラップ点検時、オリフィス接続ネジ部に腐食が認められたため、当該箇所を補修。	D	
11	4号機	工具管理センターが管理するトルクレンチに破損(修理不能)が認められたため、当該トルクレンチを廃棄。	D	
12	4号機	第1給水加熱器(A)復水器側水位調節弁点検時、弁開度(全閉)位置設定機構部に動作不良(固着)が認められたため、当該機構部を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(A)入口弁作動試験時、操作スイッチの動作不良(スイッチが動かない)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
14	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A)点検時、上部及び中間軸受の間隙測定において、基準値外れが認められたため、当該軸受を交換。	D	
15	4号機	電気油圧式制御装置(EHC)主要弁開度調整実施時、主蒸気止め弁を動作した際に主蒸気内・外側隔離弁トリップ論理作動他の警報について発生が認められたため、対応を検討。	C	
16	4号機	高圧窒素ガス供給系圧力調整弁において、動作不良(設定値圧力(1.35Mpa)以下での調整)が認められたため、当該弁を点検。	D	
17	4号機	原子炉隔離時冷却系駆動蒸気配管用メカニカルスナッパ点検時、動作不良(固着)が認められたため、当該メカニカルスナッパを点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802